

制定 平成28年 1月
改正 平成29年 2月

社会福祉法人 栄寿の会 評議員及び役員等の日額報酬に関する規程

(趣旨)

第1条

この規程は、社会福祉法人 栄寿の会 の定款第八条（評議員）及び第二十一条（役員）の規定に基づく評議員並びに役員等の日額報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(日額報酬)

第2条

評議員が評議員会に出席する場合、及びに役員が理事会等に出席する場合並びに評議員選任・解任委員が委員会に出席する場合における日額報酬は、次の甲表又は乙表に定める日額報酬とする。

① 甲表（評議員及び役員並びに評議員選任・解任委員適用の日額報酬表）

会の名称	役職名	日額報酬	支給上の留意点
評議員会	評議員 及び 監事	20,000 円	(1)監事について ・監事が乙表以外の会に出席する場合の 日額報酬は、甲表を適用し支給する。 ・乙表以外の会とは、主に理事長が招集 会議で概ね次に掲げる3会議とする。 ①評議員会（監査報告）②理事会等 ③評議員選任・解任委員会
理事会 及び 常任委員会	理事 及び 監事	20,000 円	(2)業務執行理事、施設長、事務局員について ・同役職員は、法人職員であり、かつ月額 給与受給者につき、日額報酬については、 公費執行の適正化を期す上から支給しない ものとする。
評議員 選任・解任 委員会	評議員 選任・解任 委員	20,000 円	

② 乙表（監事会に出席の場合における監事適用の日額報酬表）

会の名称	役職名	日額報酬	支給上の留意点
監事会	監事	30,000 円	・監事が法人監査を実施する場合に 適用する日額報酬です。

(支給の方法)

第3条

日額報酬の支給日は、原則としてその理事会等の開催当日に支給する。但し、事務の都合等により別の方法で支給することができる。

(委任)

第4条

この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

- この改正規程は、平成29年4月1日から適用する。
- 但し、前項の規定に拘らず第2条の評議員選任・解任委員の日額報酬については、平成29年3月1日から適用するものとする。又、新評議員の日額報酬については、平成29年4月1日からの適用とする。

附則沿革

- 付則 1. この規程は、平成28年1月20日に制定し、平成28年3月1日からの適用とする。
2. 平成22年4月1日制定の「役員の月額報酬等に関する規程」は、平成28年2月29日付をもってこれを廃止することを受け、それに替え「役員の日額報酬に関する規程」を制定するものです。

平成 12 年 9 月制定
(理 事 長 専 決)
平成 27 年 12 月改正
平成 29 年 2 月改正

副理事長の報酬及び勤務時間等に関する基準

(趣 旨)

第 1 条 この基準は、社会福祉法人 栄寿の会 定款第 15 条第 3 項(業務執行理事のうち副理事長)及び第 21 条(役員の報酬等)の規定に基づき副理事長の月額報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 副理事長は常勤的非常勤（准常勤）の業務執行理事とする。

(報酬及び勤務時間)

第 2 条 副理事長の報酬は、月額 16 万円を超えない範囲でその職務並びに勤務時間等を勘案し報酬月額を査定する。

2. 副理事長の一週間当たりの定期的な勤務日は、週 2 日を基準とし出勤、理事会及び評議員会などの臨時的な勤務日については、その都度定める。また週の勤務時間は週 16 時間以内の勤務とする。(割振りは理事長が行う。)

3. 賞与については、年間 2.5 月分（夏季 1.0 月、冬季 1.5 月）を上限とし、支給することができる。

4. 報酬の支給方法等は、職員の給与支給の例による。

(副理事長の主な役割)

第 2 条の 2 副理事長の主な役割は、理事長の命を受け、常務理事と緊密な総合調整を図り、下記の理事長専権業務を専決する。

- (1) 理事会及び評議員会の議案に関すること
- (2) 栄寿の会経営の総合企画及び運営についての基本方針に関すること
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) 役員等の人事に関すること
- (5) 栄寿の会の組織及び権限に関すること
- (6) 職員の定数に関すること
- (7) 職員の人事に関すること
- (8) 定款・規則・規程等に関すること
- (9) 職員の採用、分限、懲戒及び処罰に関すること
- (10) 訴訟に関すること

2. そのほか、理事長が指示する事項

3. 前第1項及び第2項の業務には、決裁規程第5条（常務理事の専決）の規定に基づく常務理事の専決事項を除くものとする。

4. 理事長及び執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(有給休暇)

第2条の3 副理事長の有給休暇（年次有給休暇）は、職員の例を参考に別に定める。

(委任)

第3条 この基準の施行に関し必要な事項は別に定める。

付 則

1. この改正基準は、平成29年2月22日より適用する。

2. この改正基準は、この度の社会福祉法改正及び定款の改正に基づく業務執行理事（副理事長及び常務理事）の設定に伴う基準改正（相談役を副理事長へ役職名の変更）となることから、このことについて、新評議員会における新理事選任をうけた後の平成29年6月1日からの適用とする。（相談役を副理事長に切替えの移行措置）

付 則 沿 革

付 則

1. この基準は、平成12年10月1日から施行する。

2. この基準は、暫定的なものとし当分の間の施行とする。

付 則

1. この改正基準は、平成26年2月1日から施行する。

付 則

1. この改正基準は、平成27年12月16日から適用する。

平成 20 年 1 月制定
平成 21 年 11 月改正
平成 27 年 2 月改正
平成 29 年 2 月改正

社会福祉法人 栄寿の会 業務執行理事(常務理事)の勤務時間及び報酬等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は社会福祉法人栄寿の会定款第 15 条第 3 項(業務執行理事の副理事長並びに常務理事)及び第 21 条(役員の報酬等)の規定に基づき、業務執行理事(副理事長を除く、以下を「常務理事」という。)の月額報酬及び勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第 2 条 常務理事の勤務時間は別表 1 (常務理事の一週間あたりの勤務時間及び勤務日等。)の勤務形態区分に従い定めるものとする。

2. 常務理事は、常勤の業務執行理事とする。

(報酬等)

第 3 条 常務理事には、前条の規定に基づき一週間当たりの勤務時間を定め、かつ、担任業務の役割及び職責等を勘案し別表 2 (常務理事の月額報酬表)により報酬月額を決定し支給する。

2. 常務理事には施設職員に準じて賞与を支給することができる。

3. 常務理事が施設職員の職を兼務する場合にあっては前項の規定にかかわらず常務理事としての報酬及び賞与は支給しないものとする。

(業務執行状況報告)

第 3 条の 2 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(有給休暇等)

第 3 条の 3 常務理事の有給休暇等は、別表 3 (常務理事の休暇表)により付与するものとする。

(退職金)

第 4 条 常務理事には別に定める退職給与金を支給する。

(支給方法)

第 5 条 常務理事に対し支給する報酬等の支給方法については、施設職員への給与等の支給例によるものとする。

(委任)

第 6 条 副理事長の報酬等については、業務(役割)等が異なることに伴い、別に基準を設け定める。

2. この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

付 則

この改正基準は、平成 29 年 2 月 22 日より適用する。

付 則 沿 革

1. この規程は制定の日から施行し、平成 20 年 1 月 1 日から適用する。
2. 社会福祉法人 栄寿の会 常務理事の勤務時間・報酬及び費用弁償に関する規程(平成 7 年 9 月 6 日制定)及び社会福祉法人 栄寿の会 理事の勤務時間・報酬及び費用弁償の支給に関する基準(暫定)(平成 16 年 5 月 22 日制定)はこれを廃止する。
3. この改正規程は、平成 21 年 11 月 1 日から適用する。
4. この一部改正規程(別表 1. 別表 2)は、平成 27 年 2 月 1 日から適用する。
5. この改正規程(別表 3)は、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。年間とは、会計年度(自 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日)とする。

別表 1. 常務理事の一週間当たりの勤務時間及び勤務日等

勤務時間及び 勤務日 勤務形態区分	一週間当たりの 標準勤務時間	一週間当たりの 定期の基準勤務日	備 考
I	週「15 時間」を標準とする	週「3 日」勤務を標準とする	
II	週「20 時間」を標準とする	週「4 日」勤務を標準とする	
III	週「25 時間」を標準とする	週「5 日」勤務を標準とする	
共 通	常務理事の 1 日当たりの基本的な勤務時間 ・ 1 日当たりの勤務時間は、午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分での「5 時間」 (休憩時間 1 時間を除く) を 1 日当たりの基本的な勤務時間とする。		

別表 2. 常務理事月額報酬表

単位： 円

号級	1	2	3	4	5	勤務形態
I	190,000	205,000	220,000	240,000	260,000	週「15 時間勤務」を標準とする
II	250,000	265,000	280,000	300,000	320,000	週「20 時間勤務」を標準とする
III	305,000	320,000	335,000	355,000	375,000	週「25 時間勤務」を標準とする
共通	報酬の査定 ・月額報酬は、その者の担任業務及び責任等を総合的に判断し決定する。					

別表 3. 常務理事の有給休暇表

有給休暇の種類	年間付与日数等	備 考
年次有給休暇	12 日 (96 時間)	・時間単位で行使できる
病気療養有給休暇	1 ヶ月又は 31 日以内とする	・行使は、1 日単位を原則とする。 但し、その期間が継続して週をまたぐような 病気療養の場合にあっては、土曜日・日曜日 等を含めた日数を以て行使日数とする。 ・病気療養日数が 7 日以上となる場合にあっては、 医師の診断書を提出のこと。